## トランプ大統領、USMCA 実施法案に署名

2020 年 1 月 30 日 JETRO NY 知的財産部 柳澤、笠原

トランプ大統領は 1 月 29 日、米国・メキシコ・カナダ協定 (U.S.-Mexico-Canada Agreement: USMCA) 実施法案に署名<sup>1</sup>した。

USMCA は、北米自由貿易協定(NAFTA)に代わる新協定として 2018 年 9 月 30 日に交渉が妥結<sup>2</sup>、2019 年 12 月 10 日に協定の一部内容が修正された。USMCA 実施法案は、2019 年 12 月 19 日に下院で(賛成 385・反対 41)、2020 年 1 月 16 日に上院で(賛成 89・反対 10)、それぞれ可決され、大統領に送付されていた。

新協定は、3ヵ国が国内手続きを終え、最後に批准した国が通知を行った3ヵ月目の月の初日に発効する。メキシコは批准手続を終えており、カナダ議会での審議を待つ状況<sup>34</sup>。

## USMCA 知財章5の概要

- ▶ 農業用化学品の試験データ等の保護期間を 10 年間、新規医薬品の試験データ等の保護期間を 5 年間とする旨を規定(Article 20.45 及び 48)
- ▶ 当局の特許付与までの不合理な遅延に対する特許期間の調整手段を設けなければならない旨を規定(特許出願から5年、又は審査請求から3年のうちいずれか遅い方の時を経過した特許出願が対象に含まれるよう規定しなければならない) (Article 20.44)
- ➤ 著名商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶するため、又は登録を取り消すための適切な措置、及びその使用を禁止するための適切な措置を定める旨を規定(Article 20.21)
- ➤ 著作権侵害・商標の不正使用に関して、法定損害賠償制度、追加的損害賠償制度のいずれか又は双方を採用しなければならない旨を規定 (Article 20.81)
- ▶ 地理的表示(GI)に関する異議申し立て等の手続を規定(Article 20.30)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> <u>https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trumps-united-states-mexico-canada-agreement-delivers-historic-win-american-workers/</u>

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 2018 年 10 月 5 日付 IP ニュース「米国・メキシコ・カナダ協定(旧北米自由貿易協定)における 知的財産章」参照 https://www.jetro.go.jp/ext\_images/\_lpnews/us/2018/20181005-1.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 2020 年 1 月 17 日付ジェトロ NY ビジネス短信「USMCA 実施法案が米上院で可決、発効は当分先との見方も」参照 <a href="https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/0f661587bd43e6ae.html">https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/0f661587bd43e6ae.html</a>

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 2020 年 1 月 30 日付ジェトロ NY ビジネス短信「トランプ米大統領が USMCA 実施法案に署名、カナダも国内批准手続き開始」参照 <a href="https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/1d0a6a5b7675cdef.html">https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/1d0a6a5b7675cdef.html</a>

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/20-Intellectual-Property-Rights.pdf

- ➤ 著作物等の保護期間を著作者の死後少なくとも 70 年とする旨を規定 (Article 20.62)
- ▶ 営業秘密に民法上および刑法上の保護を与える旨を規定(Article 20.70 及び 71)
- ➤ 税関職員 (ex officio authority) の被疑模倣品摘発権限を強化する旨を規定 (Article 20.80)
- ▶ 意匠の保護期間を 10 年から 15 年に引き上げる旨を規定(Article 20.55)

なお、新規生物製剤の試験データ等の保護期間を10年間とする旨の規定は2019年12月10日の修正によって削除された。

## 関係者の声

知的財産権者協会(IPO)は 2019年12月20日、「USMCAには米国イノベーターらの知的財産を守る重要な条項が含まれず、技術・投資・雇用を米国から他国へ移行することを促すことに我々は落胆した。」などとする声明を公表した。

米国商工会議所の Thomas J. Donohue 最高経営責任者は 2019 年 12 月 11 日、「生物製剤などに関わる知的財産条項が取り除かれたことに非常に落胆した。当初含まれた生物製剤条項が維持されていれば、『米国消費者の費用負担を高めることなく革新的医療研究への投資が増える』との結果が得られたはずだ」などとする声明6を公表した。

米国研究製薬工業協会(PhRMA)も同様に 12 月 10 日、生物製剤条項が廃止されたことを厳しく批判する声明<sup>7</sup>を公表した。

(以上)

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> https://www.theglobalipcenter.com/u-s-chamber-statement-on-intellectual-property-in-usmca/

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> https://phrma.org/Press-Release/PhRMA-Statement-on-the-United-States-Mexico-Canada-Agreement-2019